

半田市職員のハラスメント防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての半田市職員(以下「職員」という。)が、その能力を十分に発揮できる良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除の措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 職員の人格若しくは尊厳を害し、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす言動の総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の職員を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動(同性に対するもの及び性的指向又は性自認に関する偏見に基づくものを含む。)をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における職員の勤務環境を害する次に掲げる事由に関する言動をいう。
 - ア 妊娠したこと
 - イ 出産したこと
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと
 - エ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用
 - オ 不妊治療を受けること
- (4) パワー・ハラスメント 職務上の地位、人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、職員が他の職員に対して精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は他の職員の勤務環境を悪化させる行為をいう。
- (5) その他のハラスメント 前3号に掲げるもの以外のハラスメントをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。この場合において、ハラスメントに対する相談の申出、当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因

して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。また、自らもハラスメント問題に対する関心と理解を深め、職員に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、自らもハラスメント問題に対する関心と理解を深め、優越的な関係を背景としたハラスメント行為をしてはならない。また、職場の良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲の低下や職場環境を悪化させることを自覚するとともに、他の職員の人権を尊重し、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(職員に対する指針)

第6条 市長は、ハラスメントを生じさせないために職員が認識すべき事項について指針を定めるものとする。

2 市長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第7条 市長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し、研修等を通じた意識啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情相談窓口の設置)

第8条 職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下、「苦情相談」という）に対応するため、その窓口を企画部人事課及び半田病院事務局管理課に置く。

(苦情相談への対応)

第9条 苦情相談の窓口を担当する職員（以下「相談員」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

2 苦情相談に対応した相談員は、ハラスメント相談記録票（様式第1号）（以下「相談記録票」という。）にその内容を記録し、所属長である人事課長又は管理課長（以下、人事課長等）へ速やかに報告するものとする。人事課長等は、当該問題の解決に向けて迅速に対応し、その結果を企画部長へ報告しなければならない。

3 企画部長は、前項による報告を受けたときは、必要に応じ調査や対応を行うものとする。ただし、相談内容、状況等から判断し、必要と認めるときは、次条に規定するハラスメント対策委員会にその対応措置を依頼すること

ができる。

(ハラスメント対策委員会)

第10条 ハラスメントに関する苦情相談に対して適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前条第3項の規定によりその対応を依頼された苦情相談について、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

3 委員会の委員は、副市長、教育長、企画部長及び総務部長をもって組織する。

4 委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会は、必要に応じて外部委員を置くことができる。

8 委員会の審議について、委員に対するハラスメント相談にかかる場合又は当該ハラスメント相談に関係がある場合は、当該委員は会議に出席することができない。

9 委員長は、必要に応じて相談者、所属長その他関係者を委員会の会議に出席させて、当該事案についてその意見、説明を求め、審議に必要な資料の提出を求めることができる。

10 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

11 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

(苦情相談の報告)

第11条 苦情相談窓口を所管する人事課長等及び委員会は、苦情相談の対応結果等について、適宜、市長に報告しなければならない。

(是正措置)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、内容に応じ懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護等)

第13条 苦情相談に関係した職員は、相談者等のプライバシーの保護について徹底しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。